

岩手県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
公益財団法人岩手県予防医学協会 県南センター附属診療所	胆沢郡金ケ崎町西根前野209番地1	平成27年5月22日
気仙訪問歯科診療所	大船渡市大船渡町字新田46番地4	平成27年6月1日
中里薬局	一関市山目町一丁目6番25号	平成27年7月1日